

「川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）」に関する 意見募集の実施結果をまとめました

この度、「川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）」に関するパブリックコメントの手続の実施結果についてまとめましたので、お知らせします。

1 意見募集の概要

題名	川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）について ～ 市民の皆様から御意見を募集します ～
意見募集の期間	令和3年5月31日（月）～7月16日（金）
意見の提出方法	川崎市ホームページ、FAX、郵送、持参

2 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（5件）	
（内訳）	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	FAX	0通（0件）
	川崎市ホームページ（電子メール含む）	3通（5件）

3 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、奨学金制度や大学の設立について概ね賛同する御意見や特待生制度についての御意見をいただきました。いただいた御意見の一部を当初案に反映させ、必要な修正を加えた上で、条例制定の手続きを進めます。

4 添付資料

資料 「川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）」に関する意見募集の実施結果について

【問合せ先】

川崎市健康福祉局市立看護短期大学事務局 古谷野
電話 044-587-3544

「川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）」に関する
意見募集の実施結果について

1 概要

令和4年4月に川崎市立看護大学の開学を予定しておりますが、優秀な学生の確保と卒業生の川崎市内医療機関等への就職・定着を促進する目的で奨学金制度を創設予定です。令和3年秋からの学生募集に合わせて条例制定を予定していますが、当該奨学金制度の内容等について、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通（意見総数5件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市立看護大学奨学金貸付条例（案）について ～ 市民の皆様からの御意見を募集します ～
意見募集の期間	令和3年5月31日（月）～7月16日（金）
意見の提出方法	川崎市ホームページ、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・川崎市ホームページ ・市政だより（令和3年7月号） ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・市立看護短期大学 ・関係団体への周知
結果の公表方法	・川崎市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・市立看護短期大学

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（5件）	
（内訳）	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	FAX	0通（0件）
	川崎市ホームページ（電子メール含む）	3通（5件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、奨学金制度や大学の設立について概ね賛同する御意見や特待生制度についての御意見をいただきました。いただいた御意見の一部を当初案に反映させ、必要な修正を加えた上で、条例制定の手続きを進めます。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

【御意見の件数と対応区分】

A	B	C	D	E	合計
1件	2件	0件	0件	2件	5件

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

No.	意見の趣旨	市の考え方	区分
1	<p>4年制の看護大学は費用面での負担が大きく、特に私立では入学を希望していても金銭面から諦めざるを得ない家庭もあると思います。その点、川崎市が運営する大学ということで、費用の部分で期待は大きいと思います。</p>	<p>川崎市が直接大学運営を行う役割と意義を改めて確認し、奨学金制度等も併せ、よりよい学修環境の整備につとめてまいります。</p>	E
2	<p>川崎市は都心や他市へのアクセスが良いため、他都市の医療機関等に就職するケースも多いかと思えます。優秀な人材に市内で活躍してもらうことは川崎市民にとって望ましいことであり、地域に必要な人材を公的に育てる意味は大きいと考えます。そのため、優秀な人材を確保し、市内医療機関等への就職につなげることを狙いとした奨学金制度の新設には賛成であり、実現を期待します。</p>	<p>優秀な学生の確保と卒業生の市内医療機関等への就職及びその後の定着を促進できるよう、奨学金制度の新設に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>	B
3	<p>類似の制度と重複を避けつつ、優秀な学生の獲得及び学習継続支援、市内医療機関への就職・定着の促進を図る取組として、様々な学生のニーズを想定し工夫された制度であると受け止めました。看護大学が急増する中、看護学を学ぼうとする受験生に魅力ある教育カリキュラムや創造的な大学風土を伝えるため、奨学金制度についても他大学と差別化しつつ個性的な制度としていくことで、アピールポイントになるものと考えます。</p>	<p>今回新たに創設する予定の奨学金制度は、「優秀な学生確保」と「卒業生の川崎市内医療機関等への就職・定着を促進すること」の2点を主な目的としている点が、日本学生支援機構等の他機関が実施する奨学金制度との大きな違いになります。</p> <p>また、公立の看護大学において、特待生制度のような実質給付型の奨学金制度は珍しいことから、そのような点も訴求し、広く周知することで目的の達成につなげていきたいと考えています。</p>	B

4	<p>奨学金制度の充実だけでなく、4年間学ぶ中で、川崎市への愛着を育て川崎市で働きたいと思えるような魅力ある教育プログラムを実践していただきますようお願いいたします。川崎市看護協会も看護職職能団体として大学と連携し、地域包括ケアシステム構築に資する教育の充実に協力してまいります。</p>	<p>川崎市立看護大学においては、地域包括ケアシステムに資する看護職の育成に向けて、特色あるカリキュラムを編成するとともに、実習先として多くの川崎市内の医療機関等に御協力いただいていることから、引き続き教育環境の充実にに向けて、関係団体との連携を深めさせていただきたいと思っております。</p>	E
5	<p>特待生制度については、貸与条件、貸与額、返還方法となっております。返還ありきの貸付金制度となっております。特待生制度は貸付金なのではないでしょうか。頑張っている学生さんに対する支援ですので、原則は返還しなくてよい給付が原則だと思います。もちろん、退学や長期休学などの例外はあっていいと思いますが、特待生制度が貸付金というのは馴染まないように思いました。</p>	<p>当該制度は、退学や長期休学等の場合に限り返還を要するもので、基本的には返還を要しない実質給付型の制度設計としております。</p> <p>いただいた御意見を受け、制度内容は変更しませんが、よりわかりやすく制度内容を理解していただくため、条例名を「川崎市立看護大学奨学金貸付条例」から「川崎市立看護大学奨学金条例」に変更いたします。</p>	A